

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に伴い、中止や延期、会場を変更する場合があります。
また、ご来場される際はマスクの着用をお願いします。風邪症状がある場合等は参加をご遠慮ください。

岩手県労働委員会委員（弁護士、労働団体役員、経営者等）による

出前無料労働相談会

職場のトラブルで悩んでいませんか？労働委員会の委員が相談に応じます。

- **労働委員会**は、労働者と使用者間のトラブルの解決を支援する専門的で中立公正な県の行政機関です。相談の秘密は厳守します。
- 労働委員会の委員は、労働問題に詳しく、豊富な知識と経験があります。当日は、**公益委員**(弁護士、学識経験者など)、**労働者委員**(労働団体の役員など)、**使用者委員**(会社経営者など)から各1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。

労働者の方からの相談例

突然の解雇(雇止め)、配転命令、給与カット、サービス残業、賃金未払い、嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など

使用者の方からの相談例

退職する社員からの金銭要求、労働条件の話合いが進まない、突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた など



労働者・使用者
いずれも
どうぞ！

10月 2日(日) 盛岡

午前10時～午後3時(受付終了 午後2時)

※ 岩手労働局等との合同相談会となる予定です。弁護士相談を希望される場合、収入等に条件があります。

いわて県民情報交流センター
アイーナ8階 会議室805
盛岡市盛岡駅西通1-7-1

(申込期限:9月29日(木)17時15分)

10月 16日(日) 一関

一関地区合同庁舎 ※県合同庁舎
一関市竹山町7-5

10月 16日(日) 久慈

久慈地区合同庁舎 ※県合同庁舎
久慈市八日町1-1

10月 30日(日) 宮古

午後1時～4時

宮古地区合同庁舎 ※県合同庁舎
宮古市五月町1-20

(申込期限:相談会直前の木曜日17時15分)

11月 11日(金) 北上

午後5時～8時

北上市生涯学習センター 第3学習室

北上市大通り1-3-1 おでんせプラザぐろーぶ3階
(申込期限:11月9日(水)17時15分)

- 相談会は予約が必要(3名・先着順)です。予約が無い場合、相談会は中止となります。※10月2日は除く。
- 相談希望日の2日前(土日開催の場合、直前の木曜日)までに、右記問い合わせ先にご予約ください。

お問合せ先・予約 岩手県労働委員会事務局

☎ **0120-610-797**

盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル

事務局では、相談会の開催日以外にも職員が相談をお受けしております。
お気軽に御相談ください。

労働相談なんでもダイヤル



ろどうで なくな
0120-610-797

(平日 8:30～17:15)



岩手県労働委員会

検索

詳しくは県ホームページへ

■ 労働委員会の特色と主な役割 ■

公労使の三者構成
中立・公正

手続
簡易・迅速

行政機関
無料・秘密厳守

1 労働相談への対応

■ 主な相談事例

(労働者から)
突然の解雇、雇止め、配転命令、
給与カット、サービス残業、賃金未払い、
嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など

(使用者から)
退職する社員から金銭を要求された、
労働条件の話合いが進まない、
突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた など

2 労使トラブルの解決(あっせん)

■ 「あっせん」とは？

○ 労使トラブル解決のお手伝い

労働委員会の委員が、**あっせん員**となって
労使双方の主張をお伺いします。

その上で、専門的な助言を行う等、**双方の
歩み寄りを図り、問題解決をお手伝いする
制度**です。

労働条件等をめぐり労使トラブルが生じた
際、当事者だけの話し合いでは解決が困難な
場合などに御利用ください。

もちろん、使用者の方も利用できます。

※公務員の方は一部を除き御利用できません。
(詳しくはお問合せ下さい。)

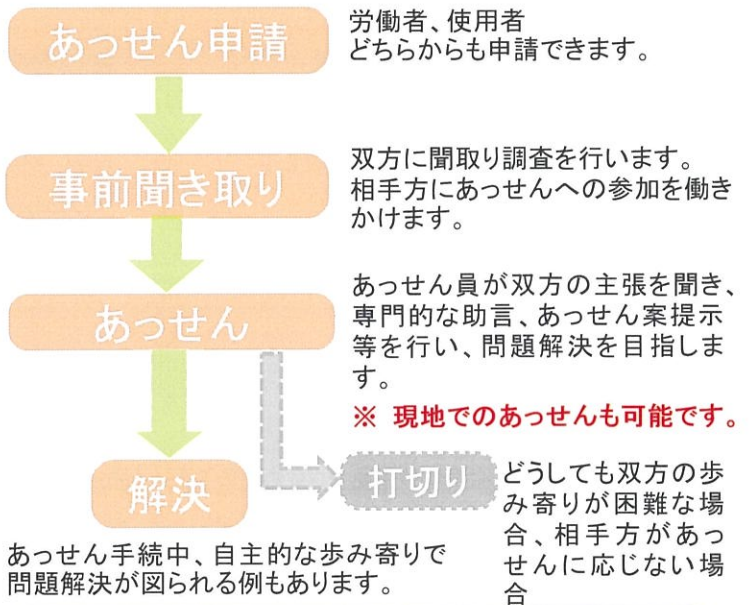
○ あっせん制度を利用するには

労働委員会へ申請書の提出が必要です。

申請書の記載、あっせん制度の利用につ
いては、お気軽に労働委員会事務局に御相
談ください。

申請書は労働委員会事務局にあります。
県のホームページからダウンロードもでき
ます。

■ 【参考】 あっせん手続の流れ

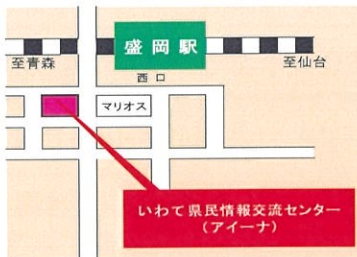


【お問合せ】

岩手県労働委員会事務局 調整担当
盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階
電話019-629-6276、6277(直通)

各会場の案内図

いわて県民情報交流センター
アイーナ



久慈地区合同庁舎



北上市生涯学習センター



一関地区合同庁舎



宮古地区合同庁舎

